

論点	日本語教育能力判定試験(仮称)
1. 試験の実施者	文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する法人
2. 試験の種類	日本語教育能力判定試験は、筆記試験によって行う。
3. 受験資格	特に設けない
4. 試験の科目	試験の科目は、次のとおりとする。 1 社会・文化・地域 2 言語と社会 3 言語と心理 4 言語と教育 5 言語 詳細は『試験科目と出題範囲』に記載
5. 試験の手数料	・試験を受けようとする者は、指定試験機関に手数料を納付しなければならない。 ・手数料は、文部科学大臣が定める額とする。
6. 受験手続	・試験を受けようとする者は、受験申込書を文部科学大臣に提出しなければならない。
7. 合格証書の交付	文部科学大臣は、試験に合格した者には、合格証書を交付する。

参考：試験科目と出題範囲

・筆記試験は、ともに「必須の教育内容」(1)～(50)を出題。

科目	区分	必須の教育内容	求められる知識・能力
1. 社会・文化・地域	世界と日本	(1)世界と日本の社会と文化	日本語教育が必要とされる社会的背景を考えるために、国際社会の実情と日本との関係、日本の社会・文化、学習者と日本との関係を理解する。
	異文化理解	(2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生(地域社会における共生)	多様な背景を持つ学習者個々に必要とされる日本語教育を考えるために、学習者が日本語を必要とするに至った経緯や、学習者と周囲との接触の状況を理解する。
	日本語教育の歴史と現状	(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情	学習者に適切に接する態度や学習者の背景及び将来を考えるために、日本語教育の歴史や現状、制度を理解する。
2. 言語と社会	言語と社会の関係	(8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」	学習者の円滑な社会生活を実現するために、社会、文化、政策と言語との関係やそれによって生じる言語の有り様、また社会的な行動を支える社会的・文化的慣習について理解する。
	言語使用と社会	(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動	様々な社会的状況において円滑なコミュニケーションを実現するために、社会や集団における言語・非言語行動の様相や方略について理解する。
	⑥異文化コミュニケーションと社会	(13)多文化・多言語主義	異なる文化・言語を持つ人々が共存する社会の在り方考えるために、互いの文化・言語に対する態度や言語を用いた人との関係構築について理解する。
3. 言語と心理	言語理解の過程	(14)談話理解 (15)言語学習	効果的な日本語教育を考えるために、学習者の言語情報の処理過程や学習の仕組み、学習の方法について理解する。
	言語習得・発達	(16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー	個々の学習者に合わせた日本語教育を考えるために、言語の習得過程や学習者要因、また学習効果を高める方略について理解する。
	異文化理解と心理	(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面	自文化とは異なる環境にある学習者に配慮した指導を考えるために、異文化接触によって生じる問題とその解決、また動機や不安などの心的側面について理解する。

4. 言語と教育	言語教育法・実習	(20) 日本語教師の資質・能力 (21) 日本語教育プログラムの理解と実践 (22) 教室・言語環境の設定 (23) コースデザイン (24) 教授法 (25) 教材分析・作成・開発 (26) 評価法 (27) 授業計画 (28) 教育実習 (29) 中間言語分析 (30) 授業分析・自己点検能力 (31) 目的・対象別日本語教育法	学習者の日本語能力と求められる日本語教育プログラムの目的や目標を踏まえた日本語教育を考えるために、コースを設計する方法、学習項目に合わせた教授法や教材の選択、授業を組み立てるための準備、学習の成果を測る観点と方法、教授能力を高めるための字他の授業分析に必要となる知識及び日本語教育を実践する力を身に付ける。
	異文化間教育とコミュニケーション教育	(32) 異文化間教育 (33) 異文化コミュニケーション (34) コミュニケーション教育	文化の多様性を尊重し、異なる文化背景を持つ者同士の円滑なコミュニケーションを実現するために、文化を異にする者の物事の捉え方やコミュニケーション方略について理解する。
	言語教育と情報	(35) 日本語教育とICT (36) 著作権	効率的で創造的な日本語教育を行うために、学習管理や教材作成等に必要となるICT活用方法を知るとともに、情報資源の扱い方について理解する。
5. 言語	言語の構造一般	(37) 一般言語学 (38) 対照言語学	学習をより効果的なものにするために、言語を分析的に観察する方法を理解し、世界の言語及び日本語を系統的・類型的に捉えるとともに、学習者の言語と日本語学習の関係を理解する。
	日本語の構造	(39) 日本語教育のための日本語分析 (40) 日本語教育のための音韻・音声体系 (41) 日本語教育のための文字と表記 (42) 日本語教育のための形態・語彙体系 (43) 日本語教育のための文法体系 (44) 日本語教育のための意味体系 (45) 日本語教育のための語用論的規範	日本語そのものに関する知識を学習者に正確に伝えるために、日本語を分析的に捉える方法を理解し、言語教育的な観点から多面的に整理された日本語に関する知識を体系的に身に付ける。
	言語研究		
	コミュニケーション能力	(46) 受容・理解能力 (47) 言語運用能力 (48) 社会文化能力 (49) 対人関係能力 (50) 異文化調整能力	学習者の日本語によるコミュニケーション能力を育成するために、コミュニケーション能力に関する知識を身に付ける。また、日本語教育を実践する上で必要となるコミュニケーション能力を向上させる。

日本語教育能力を判定する試験の概要(案)

実施者	文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する一般社団法人若しくは一般財団法人(1機関)
試験の目的	日本語教育の実践につながる体系的な知識・技能が基礎的な水準に達しているかどうか、状況に応じてそれらの知識・技能を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定すること
受験資格	特に無し
試験回数	年1回以上(筆記試験は試験一部免除対象者も受験の必要あり)
試験地	全国各地
出題形式	筆記試験

試験の構成	科目	測定内容
	筆記試験	原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。
	筆記試験	出題範囲の複数の区分にまたがる横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。 また、基礎的な知識・技能及び基礎的な問題解決能力について、音声 を媒体とした出題形式で測定する。